

としまイノベーションプラン コンテスト2024

募集要項

1. はじめに

としまイノベーションプランコンテストは、豊島区内で事業を行うことで、新たな区内産業を発掘することや、多くの起業家が豊島区から輩出されることを目指して実施しております。豊島区内で新たな事業展開を考える方、豊島区内の大学等で学ぶ学生、在住している学生を対象に、豊島区の地域資源の活用、協働などによってビジネスを活性化し、地域社会に貢献するビジネスプランを応援することを目的に、下記のビジネスプラン・事業アイデアの発掘を企図しています。

【ニュービジネスプラン部門】 法人・個人（一般）

- ・豊島区内で新たに起業を考えている方や、既に区内で事業を実施している事業所を対象とした、創意工夫に基づくアレンジや協働によって新たに実施するプラン
- ・豊島区を活動のフィールドとし、地域特性や地域とのネットワークを生かした新しいビジネスプラン

【ドリームビジネスプラン部門】 学生

- ・豊島区内にある大学・短大、専門学校等の学生等を対象とした、フレッシュなビジネスのアイデアを持つ事業アイデア提案
- ※実施主体はご自身の属する法人・個人に限定しません。他の法人・個人・団体への提案型プランも対象とします。**

2. 応募資格

豊島区で事業を行い、電子メールおよびインターネットの使用が可能で、かつ、エクセル、ワードで申請書類が作成可能なことを前提とし、部門ごとに以下の通りとします。

名称	資格
ニュービジネスプラン部門 (右記いずれかの条件を満たす方)	<ul style="list-style-type: none">豊島区内に事業所を置く企業、一般社団法人、NPO 法人及び個人事業主で、開始間もない事業またはそれまで実施した実績のない分野の新規事業の立ち上げを目指す方豊島区内でこれから新たに起業を目指す方やグループ
ドリームビジネスプラン部門 (右記いずれかの条件を満たす方)	<ul style="list-style-type: none">豊島区内の大学・短大、専門学校等に在籍する学生、ゼミなどの団体、グループ豊島区内に在住している学生豊島区や区民等に貢献する事業プランを提案したい学生

- 法人化されていない団体、グループなどで応募する場合は、必ず代表者を選任し、応募書類に記載すること

3. 応募手続き

3-1. 応募締切

2024年10月11日(金) 直接の持込みやバイク便は受け付けません。

3-2. 申請の流れ・選定プロセス

- ①「としまイノベーションプランコンテスト」上で公開している所定の申請書類（エクセルシート）をダウンロードし、ビジネスプラン内容をご記入ください。
各記入欄の拡大・縮小が可能ですが、**全10ページ以内**でご作成ください。

<HP>としまイノベーションプランコンテスト

<https://www.tokyo-cci.or.jp/toshima/innovationplans/>



- ②案件の選定は、以下のプロセスで実施します。

一次審査：審査委員による書類審査

二次審査：審査委員会による最終審査

③【一次審査提出書類】

	法人・個人（一般）	学生
申請書類 (※1 必須)	ビジネスプランシート ＜ニュービジネスプラン部門＞	ビジネスプランシート ＜ドリームビジネスプラン部門＞
活動概要 (※2 任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社案内 ・ ホームページ・SNS の URL 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゼミや学生団体の場合は、ゼミの活動概要がわかる書類、ホームページの URL <p>※個人の場合は、特に提出の必要はありません。</p>

※1 メール送信の場合、上記の書類については、PDF 化したデータを申請書類と共にメール添付の上、お送りください。

※2 プレゼンテーション動画を 10 月 11 日（金）までに提出していただいた場合、一次審査の参考書類として利用します。なお、二次審査での再提出も可能です。

④一次審査の選定結果の通知・開示（落選の場合のみ）

審査の結果、一次審査にて落選の場合は、応募者本人にメール等の手段にて 12 月初旬までに通知します。

⑤二次審査について

二次審査は、12 月中旬に開催する審査委員会にて、選考いたします。

3-3. 審査書類提出に関する注意事項

- ① 申請書類は郵送またはエクセルシートの電子メール添付による送信を用いた提出のみ受け付けます。（バイク便や直接の持込みは受け付けません。）
- ② 提出いただいた申請書類は返却いたしません。また、提出いただいた申請書の差し替えはできません。
- ③ 企画概要書は、所定のフォーマットで作成してください。フォーマットで表現しきれない内容などがある場合は、別途企画書を提出していただいても構いません。その場合、サイズは A4 とします。メールでのご応募の際は、PDF データに変換した上でエクセルシートと共にお送りください。
- ⑤ 必要に応じて、別途資料などの提出をお願いする場合があります。提出書類に不足がある場合には申請を受け付けません。また、申請書の記入漏れ等の不備がある場合は、申請を受け付けない場合があります。

3-4. 申請書の提出先

【郵送の場合】10月10日(木)消印有効

〒171-0021 豊島区西池袋 2-37-4 としま産業振興プラザ 4階
東京商工会議所豊島支部
TEL 03-5951-1100

【メール送信の場合】10月11日(金)×切

toshima@tokyo-cci.or.jp

審査に関する質問等があれば、メール(toshima@tokyo-cci.or.jp)にてお問合せください。
質問の内容及び回答は、東京商工会議所豊島支部のホームページに掲載する予定です。

4. 選定基準

以下の基準に基づき評価・選定を行います。

- ① ビジネステーマの妥当性と有効性
 - 事業の計画背景と課題の分析に基づき、妥当なビジネステーマが設定されていること。
 - ビジネスを通じて、豊島区の発展に寄与する内容であること。
 - 社会的な発信力のある、ユニークな提案であること。
- ② ビジネスの実効性
 - 事業計画、事業手法の観点から、着実、かつ実効性のあるビジネスの遂行が期待されること。
- ③ ビジネスネットワークの広がり
 - 提案事業のビジネスを通じて、すでに豊島区内で活動している企業、団体、個人事業主などとのビジネスネットワークの拡大や相互の事業機会の拡充・喚起などが期待できること。
- ④ ビジネスの持続性・発展性
 - 本コンテストをきっかけとして、ビジネスの持続性・発展性が期待できること。
- ⑤ 地域との連携・協働
 - 地域のニーズや特性を十分把握し、住民、コミュニティ、パートナーと連携・協働することにより、就業機会や社会参加の機会などの創出が期待できること。
- ⑥ ビジネスの推進能力
 - 提案主体者が提案したビジネスプランの遂行に十分な能力を持つこと(提案型アイデアを除く)。

5. 非対象案件

下記のような案件は対象外とします。

- ① 政党や政治団体のための事業、宗教の脅威や信者を拡大するための事業
- ② 申請団体が実施主体ではない事業 ※ドリームビジネスプラン部門を除きます
- ③ 他の団体・個人への助成を行う事業

6. 表彰

としまイノベーションプランコンテストの表彰内容は、以下の通りとします。

- ① ニュービジネスプラン部門グランプリ
- ② ドリームビジネスプラン部門グランプリ
- ③ その他（特別賞、審査委員会奨励賞等）

■ 表彰内容

- ① 東京商工会議所豊島支部主催ビジネス交流パーティ、各種イベントなどへの招待
- ② 東京商工会議所豊島支部ホームページへの掲載及び各プレスリリースによる配信
- ③ 区内メディアへの記事掲載
- ④ その他、ビジネスをサポートする、ネットワーキング、マーケティング、マネジメント、ファンドなどについてのサポート
- ⑤ その他副賞

お問い合わせ先

〒171-0021 豊島区西池袋 2-37-4 としま産業振興プラザ 4階

東京商工会議所豊島支部

電話：03-5951-1100 メール：toshima@tokyo-cci.or.jp

HP：<https://www.tokyo-cci.or.jp/toshima/innovationplans/>